

ベトナムにおける化粧品輸入手続



ベトナム保健省医薬品管理局 化粧品開示手続き
DRUG ADMINISTRATION OF VIETNAM



株式会社WWIPコンサルティングジャパン
東京都港区西新橋1-17-11

©2019WWIP Consulting Japan Co.,Ltd

2020.03版

ベトナムの化粧品市場

(基本情報)

ベトナム社会主義共和国

東南アジアのインドシナ半島東部に位置する社会主義共和国。

首都はハノイ。

東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国、通貨はドン(VND) 1JPY = 216.23VND

人口約9,370万人 (2017年末)

(化粧品市場の現状)

ベトナムではここ数年、化粧品市場が大きく拡大している。

年間30%の成長で伸びている化粧品売上は 2016 年に 20 億ドルを突破、

その背景には、「化粧をする習慣の定着」が挙げられ、日常的に化粧をするベトナム人女性は 2018 年末に

全体の 40%に達したと予測されている。(Q&Me 社調べ)

ベトナムでは中間層が 2020 年までに 3,300 万人を超える見込みとなっており、今後市場の大幅な拡大が見込まれる。

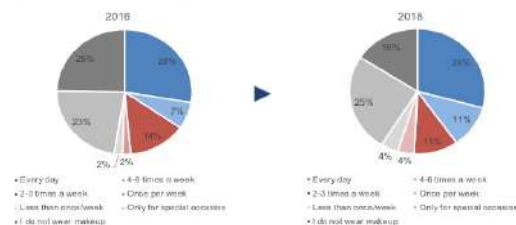
ベトナムの化粧品業界は海外ブランドが席巻しており、そのシェアは全体の 90%に達する。

内訳は、韓国30%、EU23%、日本17%、タイ13%。

ベトナムの女性は、普段から日よけのマスクや日傘を使うように、肌を白くしたいという欲求が強い。

そのため、スキンケアは肌が白い日本や韓国系ブランドのイメージが良く、売れ筋となっている。

Makeup Frequency



Regular makeup users go up from 35% to 40%.



単位：千ドル

HS コード	品目	2010	2011	2012	2013	2014	2015
3304.10	唇用化粧品	3,437	4,059	4,064	4,324	5,931	6,611
3304.20	眼用化粧品	2,191	2,776	2,852	2,822	3,388	4,939
3304.30	ネイル用化粧品	606	774	696	621	478	1,004
3304.91	パウダー	6,239	7,475	7,551	7,390	7,434	6,197
3304.99	その他のもの (化粧下・その他のクリーム等)	56,025	61,566	59,420	68,585	77,293	115,908

Q&Me ベトナムマーケットリサーチ

(出所：ベトナムにおける化粧品・パーソナルケア商品市場調査 日本貿易振興機構)

ベトナムにおける化粧品輸入にあたっての申請の概要

1. ベトナムの関連法規における化粧品の定義

化粧品は、洗浄、芳香、外観の変化、身体の消臭・健康状態の維持を主な目的として人体の外的部分(肌・毛髪・手足の爪・唇・外部性器等)または歯および口腔粘膜に接する物質 または製剤である。

Degree No.93/2016/ND-CP(化粧品の製造条件に関する規定)Circular No.06/2011/TT-BYT (化粧品の管理に関する規定)

2. 化粧品の開示手続き

販売の目的で輸入する化粧品は、ベトナム市場で流通させる際には、事前にベトナム保健省医薬品管理局の医薬品管理局に化粧品開示手続きを行う必要がある。

3. 化粧品の成分規制

化粧品に使用できる成分は、ASEAN化粧品指令 (ASEAN Cosmetic Directive) に記載されている。

禁止成分を含有する化粧品は、ベトナムでの流通が禁止されている。

制限成分を含有する化粧品は、許容範囲内でベトナムでの流通が許可される。

4. 有効期限

化粧品開示書受領番号の有効期限は5年。

販売を継続したい場合、有効期限満了日の前に、改めて化粧品開示手続きを行わなければならない。

5. ラベル表示

ベトナム国内で販売する化粧品は、ラベルの貼付が必要。

- 化粧品の名称および効能
- すべての成分
- 使用方法 (ベトナム語の記載が必要)
- 製造国 (原産地)
- 販売責任を負う会社または個人の名称と住所 (ベトナム語の記載が必要)
- 容量または重量
- 製造年月日または使用期限 (使用期限が30ヶ月以下の商品は、使用期限の明記)
- 使用上の安全性に関する注意事項 (ベトナム語の記載が必要)
- 製造ロット番号



化粧品開示手続き 申請可否の判断

化粧品の成分規制

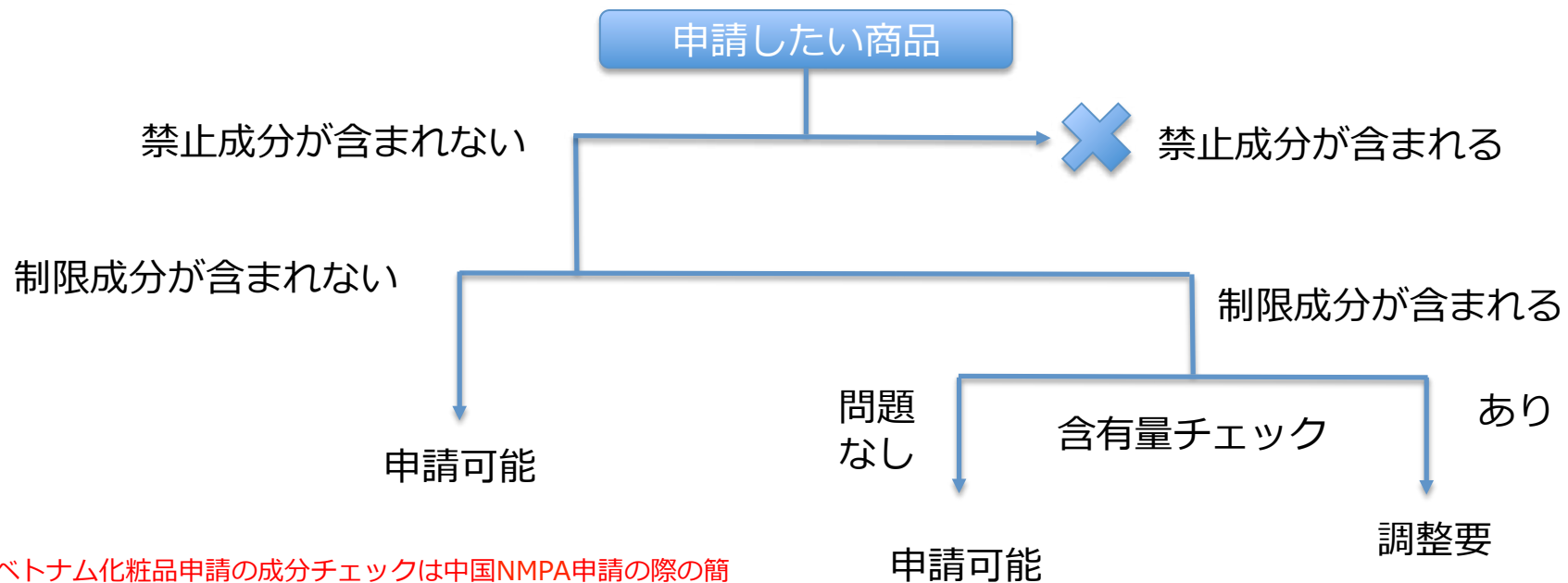
禁止成分と制限成分については、Circular No. 06/2011/TT-BYT に規定されており、その詳細は保健省傘下の医薬品管理局による 2015 年 4 月 13 日のオフィシャルレターNo.6577/QLD-MP、ASEAN Cosmetic Directive(ASEAN 化粧品指令)に記載されています。

チェックが必要な成分は、「禁止成分」と「制限成分」に分けられます。

製品に「禁止成分」が含まれている場合は、当該成分を製品から除外する必要があります。

また、「制限成分」が含まれている場合は、許容範囲内に含有量が収まっているかの確認が必要であり、制限を越えている場合は、当該成分の含有量の調整が必要です。

日本で使用されている成分の内、防腐剤がアセアン化粧品指令のチェックに該当しやすい傾向にあり、日本で問題ないからといって、輸出できるとは限りません。



❖ ベトナム化粧品申請の成分チェックは中国NMPA申請の際の簡易チェックと異なり、有料となります。

化粧品開示手続き～通関までの流れ

ベトナムにおける化粧品の開示手続きにおいては、ベトナム国内で輸入販売事業を事業内容とする**流通に責任を持つ法人**が必要です。化粧品の流通業者(化粧品を現地市場に持ち込む際の責任者となる企業または個人) は化粧品開示書に明記され、現地でその化粧品に対する一切の責任を負う。

❖ ベトナムで法人がない場合は、弊社提携先が輸入販売会社（**流通業者**）として申請を行うことができます。

STEP 1	STEP 2	STEP 3
<ol style="list-style-type: none"> 1. NDA締結 2. 成分データチェック 3. 申請代行契約 (WWIP -) 4. 在ベトナム申請会社の確認 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 申請会社はどこか？ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請会社 = 流通業者 ➢ 貴社指定か ➢ 弊社提携先か？ ❖ 販売に関する委任契約をする 必要あり。 5. 商標に関する確認と申請 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 商標類似チェック ❖ 商標申請 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自由販売証明の取得（粧工連）※下記 2. 流通業者の事業許可書の写し <ul style="list-style-type: none"> ❖ STEP1 - 4 3. 貴社から流通業者への委任状 ※下記 <ul style="list-style-type: none"> ❖ STEP1 - 4 4. 化粧品開示書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 詳細な成分表が必要 5. 製品とパッケージの写真 6. 製品サンプル 7. 表示ラベルの作成 <p>❖ 1,3 は公証、認証が必要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険省医薬品管理局に申請 2. 当局は書類に不備がなければ、当該書類を受理および申請費用を受領してから 3 営業日以内に化粧品開示書受領番号を発行 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 実際は20～30日で発行。 3. 輸入手続（税関手続） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1. 税関申告書 ➢ 2. 売買契約書 ➢ 3. インボイスの写し ➢ 4. 船荷証券(B/L)の写し ➢ 5. 化粧品開示書 ➢ 6. 輸入品の価値申告書 ➢ 7. 原産地証明書
申請準備	資料準備	申請～通関

※ STEP2記載の 1. 自由販売証明(CFS)、3.委任状(POA)は、日本の公証役場での公証とベトナム領事館での領事認証が必要です。
 ※ この内、CFS については、ベトナムで 2 月から不要になるjことが決まりましたが、未だ、各行政窓口には浸透していないようです。そのため、用意しておいた方が 無難です。

費用の目安

(円/ 税別)

業務	項目	内容	単位	単価 (JPY)	備考
開示手続					
	成分チェック	禁止成分・制限成分のチェック	1	SKU	15,000
	化粧品開示手続	保健省医薬品管理局への開示申手続	1	SKU	50,000
	資料作成費	化粧品開示書と関連資料の作成	1	SKU	25,000
					90,000
商標関連					
	類似商標チェック	1 商標 1 分類	1	分類	25,000
	商標申請	1 商標 1 分類	1	分類	110,000
通関業務					
	関税	メイク関係20%	1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)
		洗顔石けん 4%			
		美容液 3%			
(販売時にVAT 10%付加) 付加価値税 (Value Added Tax)					
	通関手数料		1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)
	その他、通関業務関連の実費精算費用		1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)

- ▶ 料金と所要時間は目安としてお考えください。
- ▶ 費用については、行政手続きを進める中で、変動する可能性があります。
- ▶ サンプル発送費用等、上記以外で生じた費用をWWIPが立て替えた場合、別途実費にて請求致します。
- ▶ お支払いは、分割 (着手前・試験完了後・申請完了後の3回) にてご請求させていただきます。
- ▶ 上記費用に別途、総額の15%の弊社管理手数料がかかります。
- ▶ 日本国内の公証役場での公証、ベトナム領事館での領事認証の代行も承ることが可能です。(実費+手数料20,000円)

化粧品開示手続き代行業務に関する留意事項

ベトナム保健省医薬品管理局 化粧品開示手続き業務に関する留意事項 確認書

1) 成分の使用可否

成分の使用可否は、事前のチェックでほぼ判断できますが、稀にベトナム政府の追加規制などにより、チェック時には判断し得ない「使用できない成分」が後から判明する場合があります。使用不可成分が発見された場合には成分を抜く、もしくは代替成分へ変更する対応をお願いする場合がございます。

2) 補足資料

成分の由来などに関する説明や補足資料の提出をお願いする場合がございます。

3) 申請内容

ベトナムで使用が禁止されている成分、配合量が制限されている成分について、弊社では使用不可であることをお知らせしますが、そのような成分を細かく分解し成分表から使用禁止成分であることを隠す、成分表から記載を外して他の成分に上乗せして帳尻合わせする等、成分表の不実記載により問題が生じた場合、弊社では一切の責任を負いません。また、このような不実記載によりベトナムの申請会社に損害が生じた場合はその損害を補填して頂きます。

4) 開示手続きが承認されなかった場合

受注段階で発見された問題を解消すれば、問題なく手続きが終了しますが、万が一何らかの理由で、手続きが終了できなかった場合については、下記のように対応致します。

- ① 弊社の過失による審査却下：全額ご返金します。
 - ② お客様の過失による却下：返金は致しません。 ※ 提出資料の不実記載等。
 - ③ 両社に過失なく却下：弊社は基本的に通過まで、再申請します。
- ※ 但し、ベトナム政府の制度変更により承認されなかった場合は返金できません。

5) スケジュール

スケジュールはあくまで目安です。ベトナム行政機関の手続き遅延については保証できません。目安に製造、通関されることをお勧めします。

7) 制度変更

制度の変更等により、進捗や対応に変更が生じた場合は速やかに対応についてご相談します。

8) 流通業者（申請会社）

申請にあたっては、ベトナムにおいて登記された法人が必要となります。

この法人は、ベトナムにおける商品の品質トラブルを含む全ての責任を負うと定められています。そのため、対象製品に起因した理由で何らかの問題が生じ、境内責任人が損害賠償やその他、刑事民事の責任を負う事になった場合、その損害は対象製品の申請元である貴社（日本の発注元）が負うものとします。

9) 通関業務

化粧品開示手続き業務と通関業務は、別の業務請負です。通関業務についての詳細は別途見積もり、契約をするものとします。

以上

株式会社ワールドワイドアイピーコンサルティングジャパン

東京都港区西新橋 1-17-11-2F



化粧品開示手続き業務を委託するにあたり、上記事項について了承致します。

2019年 月 日
印

化粧品開示手続き 必要資料

化粧品開示手続きに関する必要資料

1. 成分チェックシート
2. 販売委任状
3. 自由販売証明
4. 流通業者の事業許可証の写し
5. 化粧品開示書
 - ❖ 作成にあたり詳細な成分表が必要となります。
6. 製品とパッケージの写真データ
7. 製品サンプル
8. 表示ラベル

(参考) 税関手続きに必要な資料

1. 税関申告書
2. 売買契約書
3. インボイスの写し
4. 船荷証券(B/L)の写し
5. 化粧品開示書
6. 輸入品の価値申告書
7. 原産地証明書

➤ 必要に応じて案件ごとにお知らせし、ご準備いただきます。
その他申請資料は申請代行会社とWWIPがご準備致します。

➤ EPA、原産地証明は経済連携協定に基づく関税引き下げに使用できるケースがあります。

※ 上記以外には日本で書類を集める中で発生する費用は含まれません。(公証やベトナム領事認証手続き費用など)

1. 成分チェックシート

チェックの結果、原料の由来や含有量などの情報を追加でいただくケースがあります。

ベトナム化粧品開示手続き申請 成分フォーマット【化粧品】		記入日	2019/99/99		
製品基本情報					
貴社名		 商品写真（ご用意できる場合こちらにペーストしてください）			
商品名称					
公式サイトURL					
右記の効能について、 パッケージで効能を謳っている場合は 下段の空欄に番号をご記入ください 番号記入欄 →	①日焼け止め・紫外線防止 ②シミ対策（美白作用含む） ③デオドラント・消臭 ④脱毛 ⑤染毛剤・ヘアカラー関連 ⑥パーマ剤 ⑦シェイプアップ ⑧バスト関連（バストアップなど） ⑨育毛剤				
成分名（製品は1SKUごと、1枚のシートを使用して記入してください）			弊社記入欄		
NO	日本語 成分名	成分名 (INCI)	成分チェック結果	追加検査	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

2. 販売に関する委任状

貴社から、ベトナムの申請者に対する製品販売を委任する文書です。（申請者は販売を委任される必要があります）

流通業者への委任状の記載要件

1. 言語:ベトナム語または英語（ベトナム語/英語の両方でも可）
 2. 委任状の内容:
 - 製造業者の名称および住所(委任者が商品の所有者である場合、所有者と製造業者の名称および住所)
 - 委任される企業・個人の名称及び住所
 - 委任権限範囲(例:化粧品開示手続きの代理実施、商品の流通等)
 - 委任されるブランドまたは商品名
 - 委任期間
 - 委任される企業・個人に対し、製品情報書類(Product information file-PIF)を不備なく提供することに関する製造業者または所有者の確約 ○ 委任者の代表者名、肩書き、および署名
- ❖ 輸入商品の場合、委任状には領事認証が必要となる

Circular No. 06/2011/TT-BYT の第 6 条

(参考) 商品を輸入販売する際には、下記のような責任・規制がある。

1. 品質保証責任

商品を市場で流通する責任者(輸入者、販売者)は、化粧品流通許可申請書に記載の内容及び製品の安全性、効率性、品質に対し責任を負う、並びに製品が ASEAN 化粧品協定のすべての条件及び各添付付録を満たすことを確保しなければならない。

2. 回収責任

販売者は、品質標準を満たさない化粧品の監督、発見と即回収する責任を負い、政府管理機関の回収命令を実行し、回収状況を政府管理機関に報告する。また、顧客に化粧品の品質に関する告訴を解決し、法令規定に基づく損失賠償を行い、お金及び製品の保管・流過程に発生した諸費用を返却する必要がある。

3. 副作用に対する責任

消費者の生命に影響する重大な副作用を発見する場合、商品を市場で流通する責任者は保健省の医薬品管理局にこの副作用に関する最初情報を受け取った日より 7 日以内に報告し、次の 8 日以内に詳細報告書を提出しなければならない。

4. 情報保管責任

商品を市場で流通する責任者は、最後の製造ロットが市場に販売されるまで少なくとも 3 年間、製品情報書類(PIF)を保持し、管轄機関が要求する時に提出しなければならない。

5. 知的財産権に関する責任

商品を市場で流通する責任者は知的財産権に関するベトナム法律及び諸規定を遵守しなければならない。

出所: 2017 年 1 月 独立行政法人 日本貿易振興機構 ハノイ事務所

3. 自由販売証明

日本において化粧品として生産・流通していることを示す証明書です。
製造販売元が化粧品工業連合会へ申請して発給していただきます。

証明書

日本化粧品工業連合会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：株式会社 [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

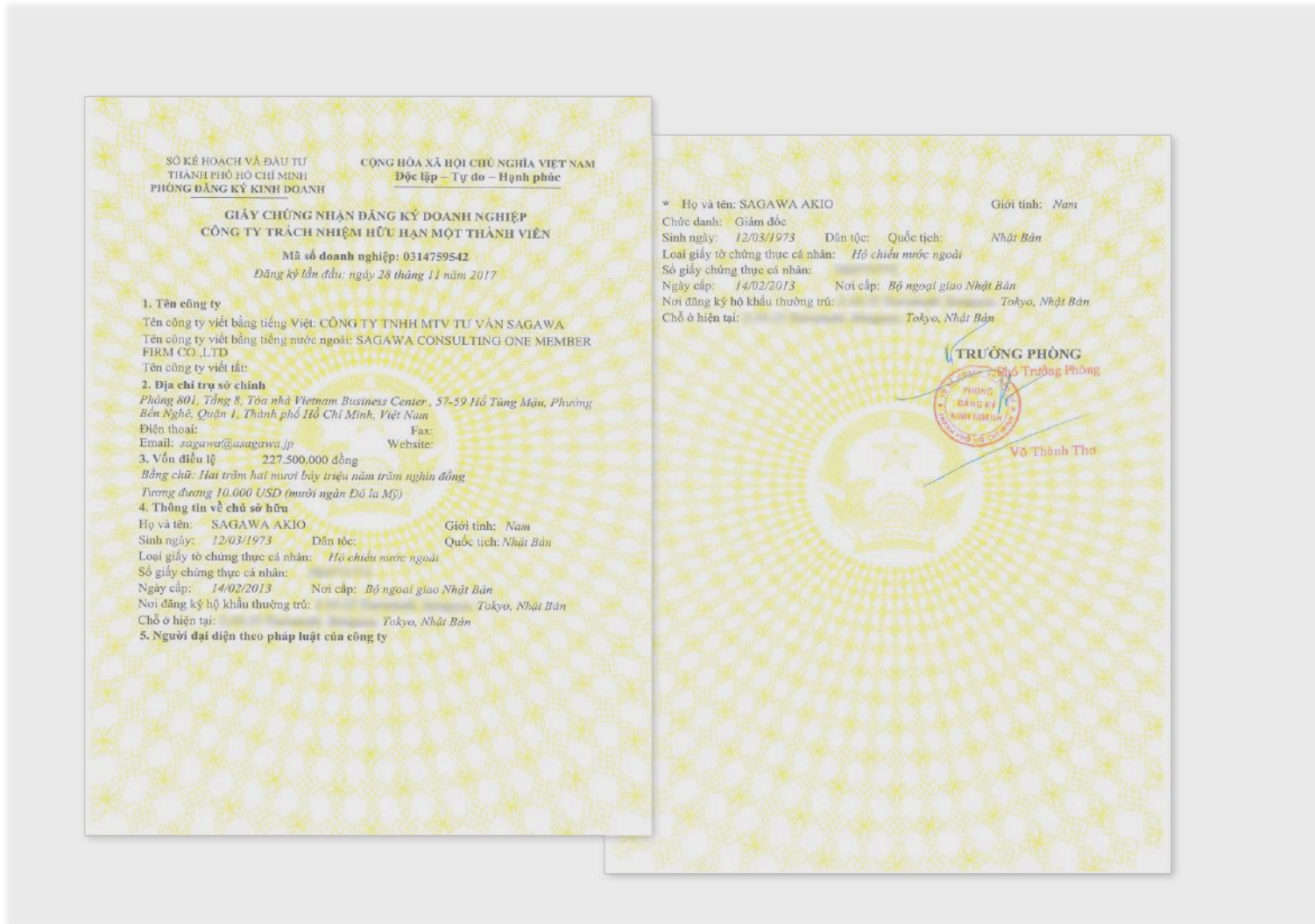
製品名： [REDACTED]

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

4. 流通業者の事業許可証の写し

流通業者 = 申請者の事業許可証の写しです。



5. 化粧品開示書 (作成にあたり詳細な成分表が必要となります)

Product

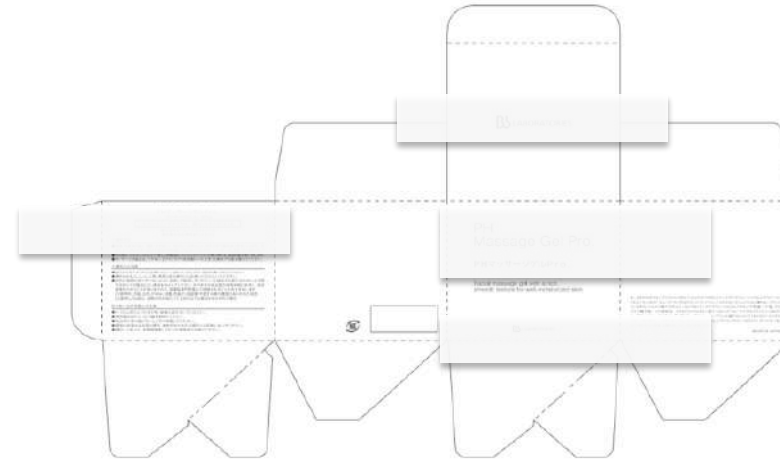
Nguyên liệu/Thành phần của thành phẩm

Raw Material Trade Name	Raw Material INCI Name (please indicate every INCI name in mixtures)
<i>Tên Thành phần</i>	<i>Tên thành phần theo danh pháp quốc tế theo INCI</i>

CAS #	Raw Material in the Finished Product (%)*	Descripton of the Raw Material Function
<i>Mã CAS</i>	<i>Tỷ lệ</i>	<i>Mô tả công dụng theo thành phần</i>
	0.00%	

6. 製品とパッケージの写真データ

製品とパッケージの写真データが必要です。



7. 製品サンプル

必要なサンプル数をご連絡しますので、弊社までお送りください。

❖ サンプルを確認後、ベトナムまで送る際の費用は実費にて精算させていただきます。

JAPAN		書類用 (Business Papers)		郵便局	
お預けの品目番号 Item number	2012 10 25	送り先 To	Ms. Hanako Yibin	郵便番号 Postal code	22207
送り年月日 Date mailed	2012 10 25	住所 Address	3025 Thessa Street Apt 301 Arlington, VIRGINIA	国 Country	U.S.A
送り先 To	Taro Yibin	郵便番号 Postal code	22207	TEL/FAX	+1 3504 1234 / +1 3504 1235
住所 Address	3-2, Kasumigasaki 1-chome, Chiyoda-ku TOKYO	国 Country	U.S.A		
郵便番号 Postal code	100-8798 JAPAN	TEL/FAX	+1 3504 1234 / +1 3504 1235		
TEL/FAX	+61 3504 1234 / +61 3504 1235				

8. 表示ラベル

1. ラベル表示

ベトナム国内で販売する化粧品は、ラベルの貼付が必要です。



- 化粧品の名称および効能
- すべての成分
- 使用方法（ベトナム語の記載が必要）
- 製造国（原産地）
- 販売責任を負う会社または個人の名称と住所（ベトナム語の記載が必要）
- 容量または重量
- 製造年月日または使用期限
（使用期限が30ヶ月以下の商品は、使用期限の明記）
- 使用上の安全性に関する注意事項（ベトナム語の記載が必要）
- 製造ロット番号

(参考)

2. バーコード

ベトナム市場に流通する商品に対してバーコード登録は義務付けられておらず、企業の任意による。

ただし、現状ではスーパーマーケット、コンビニ、ドラッグストア等に商品を流通させるためには必須となっており、ほとんどの製造業者はバーコード登録を行っている。

バーコードの使用に関する申請先は、標準計量品質総局(STAMEQ)であり、Circular No.88/2002/TT-BTC によれば、費用は発行時に 1 回当たり 100 万ドン、維持・管理費は年間 50 万ドン、必要書類と発給期間は以下となる。

必要書類

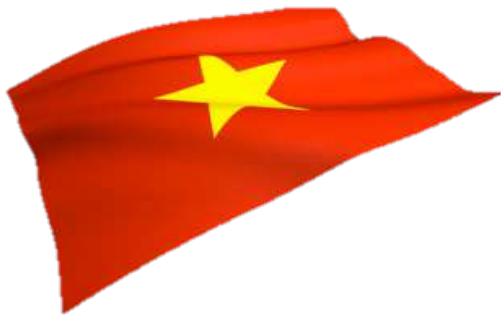
1. バーコード使用申請書(フォーマット: Decision No.15/2006/QD-BKHCHN の付録 I)
2. 事業許可証(写し)
3. GTIN(Global Trade Item Number)コードを使用する製品の登録リスト
4. ベトナム GS1(Global Standard One)標準 システムのデータベース登録書

出所: Decision No.15/2006/QD-BKHCHN

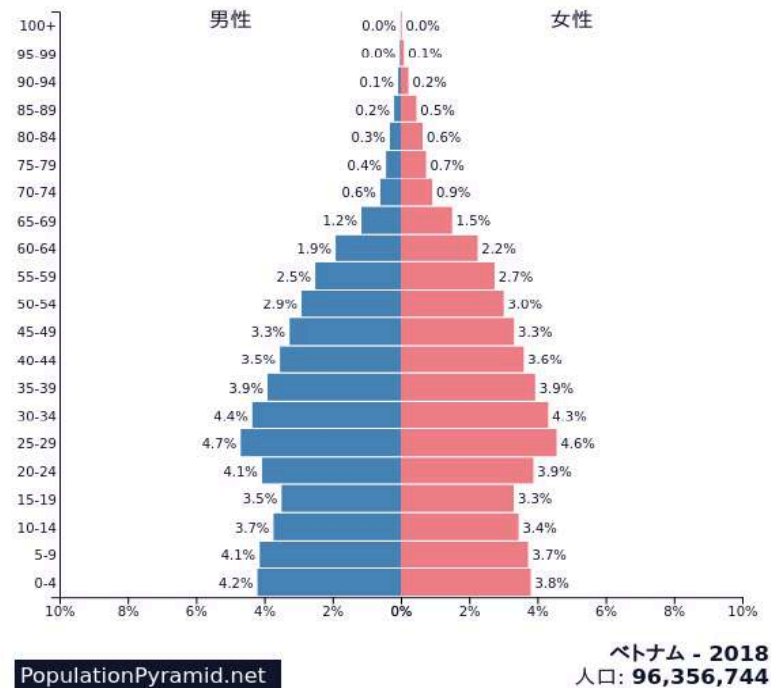
出所: 2017 年 1 月 独立行政法人 日本貿易振興機構 ハノイ事務所

中国と異なり成分チェックは有料です。

ASEAN化粧品指令に基づいたチェックを行い、
禁止成分、制限成分を併せて確認することで、申請可否を
正確に判断します。



市場性の高いベトナムでの化粧品開示手
続きをぜひご検討ください



株式会社WWIPコンサルティングジャパン
TEL : 03-6206-1723
Email : official@wwip.co.jp

